最終更新日：2015年10月23日

千代田化工建設株式会社
代表取締役社長 澁谷 省吾
問合せ先：045-225-7740 総務ユニットGM 山田幸雄
証券コード：6366
http://www.chiyoda-corp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼と共感を得られる経営を企業活動の基本であると認識し、中長期的な成長の持続を目指し経営基盤の継続的強化、経営の健全性、透明性確保に取り組み、コーポレートガバナンスの継続的強化および内部統制の体制整備・強化を重要課題として掲げ、その実践に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

《原則3-1 情報開示の充実 (v)》
当社は、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。社外取締役・社外監査役以外の取締役および監査役候補者についても、今後、株主総会において提案する場合には、招集通知において当該候補者の選任理由を開示いたします。

《原則4-8 独立社外取締役の有効な活用》
当社は、現在、社外取締役2名を選任し、うち1名を独立役員として登録しております。社外取締役2名は、外部の視点から各取締役・監査役と意見交換を行い取締役会でも積極的に発言しており、経営の監督および監視という役割・責務を十分に果たしていると考えておりますが、今後、さらなる当社ガバナンス体制の強化のため、独立社外取締役の複数選任の実現に向けた検討を行ってまいります。

《補充原則4－11(3) 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべき》
当社では、取締役会において、その実効性について分析・評価を行い、必要に応じてその運営について改善を検討することにしており、今後、その結果について概要を東証コーポレートガバナンス報告書に記載し開示する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「千代田化工建設 コーポレートガバナンス・ポリシー」（以下、当社ポリシーといいます）を策定し、当社ウェブサイトにおいて掲載しておりますのでご参照下さい。
http://www.chiyoda-corp.com/company/corporate-governance

《原則1-4 いわゆる政策保有株式》
当社ポリシーのII. 第1章4. をご参照下さい。

《原則1-7 関連当事者間の取引》
当社ポリシーのII. 第1章7. をご参照下さい。

《原則3-1 情報開示の充実》
当社ポリシーのII. 第3章1. をご参照ください。
なお、(i)に関して、当社経営理念および現行の中期経営計画については当社ウェブサイトに掲載しておりますので併せてご覧下さい。
http://www.chiyoda-corp.com/company/policy/index.html
http://www.chiyoda-corp.com/ir/strategy/index.html

《補充原則4－1(1) 経営陣に対する委任の範囲》
当社ポリシーのII. 第4章1. をご参照下さい。
同項に記載したとおり、当社では、当社における業務執行に関する決定を迅速に行うため、業務執行に関する事項の決議機関として代表取締役をもって構成する経営会議を設置し、「取締役会規定」および「経営会議規定」においてそれぞれの付議範囲を定め、委任の範囲を明確にしております。具体的には、法令上取締役会における決議事項とすることが定められている事項、ならびに、これに準じる事項としてその重要性および性質に鑑み取締役会の付議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、当社の業務執行に関する決定を経営会議に委任しております。

《原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質》
当社ポリシーのII. 第4章9. をご参照下さい。

《補充原則4-11(1) 取締役会の多様性および規模に関する考え方》
当社ポリシーのII. 第4章11(1). に規定しておりますのでご参照下さい。

《補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任状況》
当社ポリシーのII. 第4章11(2). に規定しておりますのでご参照下さい。また、当社ウェブサイトに掲載している「定時株主総会招集ご通知」を併せてご覧下さい。http://www.chiyoda-corp.com/ir/library/ichiran.php?kind=SOUKAI

《補充原則4-14(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針》
当社ポリシーのII. 第4章14. をご参照下さい。

《原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針》
当社ポリシーのII. 第5章1. をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	86,931,220	33.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,991,000	4.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,759,000	4.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,033,925	3.47
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,888,500	2.26
BNPパリバ証券株式会社	3,564,457	1.36
明治安田生命保険相互会社	2,265,960	0.87
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041	2,245,175	0.86
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,179,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	1,728,000	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は2008年3月31日開催の取締役会において、三菱商事株式会社と資本業務提携に関する契約を締結することを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山東　理二	他の会社の出身者							○				
田中　伸男	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山東　理二		当社の大株主である三菱商事株式会社の執行役員であります。	山東理二氏につきましては、智利三菱商事会社社長、三菱商事株式会社執行役員などを歴任されていることから、その経験を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
田中　伸男	○	独立役員であります。	経済産業省等の省庁及び国際エネルギー機関等の国際機関での豊富な経験及び知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない社外取締役と認められるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査の実効性を確保するため、監査役が社内各本部の業務執行状況を聴取すると共に、監査役と業務監査ユニット及び会計監査人のそれぞれの間で、定期的ミーティングによる情報交換を行い、相互の連携を図っております。また、監査役、業務監査ユニット及び会計監査人による三様監査連絡会を定期的に開催しております。
監査役と会計監査人の連携は、緊密に行われており、監査役会あての会計監査人定例報告会として、年間監査計画報告会、四半期レビュー報告会及び期末監査報告会などを開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中野 宗彦	他の会社の出身者									△				
小林 幹生	他の会社の出身者													
今出川 幸寛	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 宗彦		三菱商事株式会社に在籍しておりました（1974年４月～2006年5月）。	(株)ローソン監査役の経験及び三菱商事(株)での職務経験（財務・会計に関する専門的職務経験を含む）に基づき、中立かつ客観的視点からの監査により、当社経営の健全性確保に貢献いただくため。
			菱進クレジットサービス(株)代表取締役社長及び(株)日本プロパティ・ソリューション代表取締役副社長としての経験に基づき、中立かつ客観的視点からの監査により、当社

小林 幹生	○	独立役員であります。	経営の健全性確保に貢献いただくため。 〈独立役員指定理由〉 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない社外監査役と認められるため。
今出川 幸寛	○	独立役員であります。	弁護士であり企業の法務に関する専門家として、中立かつ客観的視点からの監査により、当社経営の健全性確保に貢献いただくため。 〈独立役員指定理由〉 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない社外監査役と認められるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

a. 2006年６月開催の株主総会において、取締役について、経営方針に従い会社業績の一層の向上へのインセンティブを高めるため、年額2億円を上限とし連結当期純利益の額の１％以内で運用する業績連動報酬制度を導入しました。

b. 2009年６月開催の株主総会において、会社業績の長期的向上へのインセンティブを高めるため、実質的に長期的な株価上昇に連動する報酬として、取締役に対して年額９千万円を上限とした自社株式取得目的報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2004年度から、取締役報酬を報酬の区分ごとに事業報告(営業報告書)で開示し、その事業報告をホームページで公開しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとし、2006年6月22日開催の第78回定時株主総会決議(取締役の業績連動報酬導入)及び2009年6月23日開催の第81回定時株主総会決議により、以下のとおりご承認をいただいております。

1.基本報酬（職責に対応）：「取締役報酬」は 年額3億円以内。
2.業績連動報酬（毎期の成果に対応）：連結ベースの当期純利益や配当金の水準、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、
　　2億円以内かつ連結当期純利益の額の1%以内で運用。
3.自社株式取得目的報酬（長期的な業績向上に連動）：年額９千万円以内で、取締役(社外取締役を除く)は、役員持株会を通じて
.　　自社株式を取得し、取得株式は退任時まで継続保有する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査活動の充実を図るため監査役の職務遂行を補助する専任職員（1名）を配置しております。
専任職員は、社外監査役への各種の情報伝達を含め、監査役をサポートする各種職務を担います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役会設置会社の制度を基礎として、社外取締役2名と社外監査役3名の選任により、客観的かつ中立的立場に立った経営監視機能の確保に努めております。

<取締役会>
取締役会（月例開催）は、全取締役10名（内2名が社外取締役）で構成され、監査役3名（3名とも社外監査役）が出席しております。取締役会では、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、社外取締役及び社外監査役の客観的かつ中立的視点も踏まえ、適切な意思決定と経営監督が合理的に行えるようにしております。取締役会への付議事項には、経営計画、重要な組織人事、多額の投融資などがあります。
当社は、執行役員制度を採用しており、業務執行の効率化を図ると共に、執行役員会（月例開催、取締役会メンバーも出席）における業務報告を通じて、取締役会メンバーへの報告機能の充実を図っております。

<経営会議>
当社は、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、業務執行に関する事項の決議機関として、代表取締役4名をもって構成する経営会議を設置しております。経営会議は、取締役会決議により定められた業務執行に関する事項について意思決定を行う他、取締役会に付議する事項の事前審議を行っております。

<監査役会>
当社では、いずれも社外監査役である3名の監査役（うち常勤監査役は2名）が監査役会（月例開催）を構成し、取締役の職務執行全般に関する監査を行っております。社外監査役のうち、2名は独立役員であり、1名は財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役です。また、監査役監査を支えるために監査役を補助する専任職員を置いております。

<内部監査>
内部監査部門として、業務監査ユニット(10名)を設置し、連結子会社も含めた業務監査を実施しております。

<会計監査の状況>
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査業務を執行する社員は以下のとおりであります。
指定有限責任社員　業務執行社員　　公認会計士　　石橋和男氏
指定有限責任社員　業務執行社員　　公認会計士　　吉原一貴氏
(注)公認会計士　石橋和男氏は4年間、公認会計士　吉原一貴氏は1年間、当社の会計監査業務を執行しております。
期末決算時の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他6名の計14名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度設置会社形態を基礎として、取締役会では社外取締役2名と社外監査役3名による客観的・中立的立場に立った経営監視機能が十分に機能する体制ができているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	6月25日に開催(直近実績)
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月より実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにて公開

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、取引所での決算開示後、同日中にアナリスト説明会を開催しています。また、現在、第1及び第3四半期決算時には電話会議などによる説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明を年1回以上、個別訪問により開催しています。 加えて、 1)証券会社主催による説明会(カンファレンス)への参加(年3～4回程度)、 2)四半期毎の個別面談・電話会議などの方法による説明の実施など、 国内投資家向けと差のない公平開示に努めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには社長メッセージとして経営施策を掲載しています。他にも、決算短信、決算発表の補足説明資料(カラー図表)などを掲載しています。 また、決算説明資料(カラー図表)などは、国内個人投資家、海外投資家への公平開示の視点から、同日中に日本語版と英語版の資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として経営企画ユニットにIR・広報・CSRセクションを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	1)当社グループは事業の推進により社会の持続的発展に寄与することはもとより、株主、お客様、従業員などのすべてのステークホルダーから信頼と共感を得る企業であり続けるよう努めるとしたCSRビジョンを策定し、グループ社員一人ひとりの行動に展開しております。また、その活動については「グループCSR報告書2014」を発行し、併せてCSRへの取り組みとして当社ホームページ上でも公開しております。 2)企業が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会のよき一員として行動し、持続可能な成長を実現するためのグローバルな枠組みづくりに参加する自発的な取り組みである「国連グローバル・コンパクト」に署名・参加し、誰もが納得するフェアでグローバルな規範に則り、人権・労働・環境・腐敗防止に等の取り組みを展開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】
当社は、法令等に従い、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備・運用しております。内部統制強化のために内部統制運営委員会を設置し、同委員会が社内の調整・意見集約を行い、期末または必要と判断した時点で、経営会議に対して内部統制に関する改善等の提言を行っています。経営会議はその提言を検討し、取締役会が内部統制システムについて決定を行います。

【内部統制システムの整備・運用】
1. 法令等遵守体制
(1) 当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念および千代田グループ行動規範に従って事業活動を行う。取締役は自ら率先して範を示し、取締役会は取締役の職務執行の法令等遵守について監督を行う。
(2) 法令等遵守体制の強化を図るために、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会から経営会議に適宜状況報告や改善提言を行う。また、関連規定およびマニュアルの制定・各種研修の実施・関係情報の提供等を通じて役職員の意識徹底を図るほか、内部通報制度や相談窓口を整備しコンプライアンスの実効性を高める。なお、内部通報においては通報・相談したことを理由とした相談者または通報者に対する不利な取扱いを行わない。
(3) 取締役会は、その意思決定の過程において、法律問題や経営判断手続などについて必要に応じて顧問弁護士等に確認を取り、客観性と透明性を高める。
(4) 内部監査部門は、各部門における法令等の遵守の状況について監査を実施する。
(5) 当社は、反社会的勢力には毅然と対峙し利益供与は行わない。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携して組織的に対応する。

2. 情報保存管理体制
(1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いに関し、文書管理・秘密情報管理に係る社内規定により対象文書・管理責任者・保存期間など基本的事項を定め、適切に保存および管理を行う。
(2) 取締役会や経営会議等の重要な会議については、法令および社内規定に基づいて議事録を作成の上、適切に保存および管理を行う。

3. 損失危険管理体制
(1) 当社は、リスク管理・危機管理に係る基本方針・社内規定および各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じたリスク管理・危機管理体制を構築する。また、全社のリスクを統括する恒常部門を設置し、各部門に配置するリスクマネジャーが実施する活動を一元的に統括する。
(2) リスク統括部門は、関連情報の提供や注意喚起などにより恒常的な予防・管理活動を行う一方、危機が発生した場合の事務局機能を担い有事の際の対応にあたる。
(3) 当社事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行に係るリスク管理については、テイクアップ、見積方針、プロポーザル等に関する検討会制度を整備し、加えて、コールドアイレビューシステム、プロジェクトオーディット等の内部牽制機能を担う部門を設置し、これにあたる。

4. 効率性確保体制
(1) 取締役会は、全社的な経営方針や重要な業務執行に関する意思決定を行い、具体的な経営計画を策定し経営目標の達成にあたる。また、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等に抵触しない範囲でその権限の一部を経営会議に委譲し、職務執行の効率性を確保する。
(2) 経営目標の効率的な達成に資するよう、業務分掌および職務権限に係る社内規定に基づき、柔軟な組織編成および職務権限の明確化と委譲を行う。
(3) 全社的な業務効率化を図るため、社内諸規定を体系的に整備するとともにその適正な運用・管理を行い、また情報システムの積極活用による効率的な情報共有・分析を行う。

5. 企業集団内部統制体制
(1) 当社グループは、経営理念および千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行う。
(2) 当社は、当社グループとしての業務の適正を確保し、効率性を確保するための社内規定を整備する。グループ会社管理にあたってはグループ会社ごとに担当部門を定めると共に、これを統括する部門を設置し、管理にあたる。
(3) グループ会社は、当社と統一的な考え方に基づき、当社への適時・適切な情報の報告体制および内部通報制度を含め、当社と整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、法令等遵守に関してはコンプライアンス委員会の傘下にグループ各社からの委員をメンバーとするグループコンプライアンス連絡会を設置してグループとしての情報共有を図る。グループ会社のリスク管理・危機管理についても当社の体制に沿った展開を図る。また、グループ会社の内部監査は当社の内部監査部門が行う。
(4) 主要なグループ会社について、当社の監査役が各グループ会社の監査役を兼務し必要に応じて適切な調査が行える体制とする。

6. 監査役監査の実効性確保体制
(1) 監査役の監査活動の充実を図るため監査役の職務遂行を補助する専任職員を置く。
(2) 当該職員の独立性確保および当該職員への指示の実効性確保のため、監査役補助職員の人事考課は監査役が行い、その異動については監査役会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。

7. 監査役報告体制
(1) 役職員は、監査役会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査役会に報告する。当社は、監査役会に報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
(2) 代表取締役は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役と定期的に会合を持ち、役職員から監査役への報告状況等について意見交換を行い、また監査役より経営会議等の重要会議への監査役の陪席を求められた場合はこれに応じる。
(3) 監査役は、グループ会社からの報告の実効性を確保するため、主要なグループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、企業集団の内部統制体制について意見交換および情報共有を行う。
(4) 監査役会が、独自の外部専門家を監査役の監査のために起用することを求めた場合、当社は、当該監査役の職務に明らかに必要でないと証明された場合を除き、その費用を負担する。

8. 財務報告の適正性確保体制
(1) 当社は、主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備・運用する。新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。
(2) 当社は、日常の業務監査等を通じて各部門における統制活動の実態を把握・検証し、グループ全体に亘る財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保するため、独立性の高い内部監査部門を設置する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、先述の内部統制体制の構築・運用＜法令等の遵守＞に記載のとおりであり、また、行動規範としては、下記千代田グループ行動規範の第5項に定めてあるとおりである。また、外部専門組織である神奈川県企業防衛対策協議会などと定期的及び随時に連絡をとり、必要情報を得る体制を整備している。社内連絡により反社会的勢力への対応方法を指示すると共に、社内研修等での対応を進めている。

<<千代田グループ行動規範>>
千代田グループ行動規範は以下のとおりである。
当社グループは、企業活動の基本が社会と顧客からの信頼と共感にあることを認識し、業務遂行の社会的妥当性を確保するため、国内外の法規・国際的取り決め・社内ルール遵守を徹底するとともに、次の原則に従って事業活動を行う。
1.常に品質の向上に努力して社会に有用な設備・サービスを提供し、顧客の信頼に応える。
2.企業活動に対する社会と顧客の信頼と共感を得るため、透明・自由な競争と公正な取引を実践する。
3.株主を始めとするステーク・ホルダー、及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4.環境問題への取り組みがエンジニアリング企業グループの活動原点の一つであると認識し、関係諸機関とも協力し合って社会に貢献する。
5.反社会的勢力には毅然と対峙し、利益供与は行わない。
6.個人及び顧客に関する情報の取扱いに留意し、知的財産権についても、所有者の権利を侵害することなく、適切に取り扱う。
7.公私のけじめをつけ、会社の利益に反する行動は行わない。
8.全ての人々の人権を尊重する。同時に従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、職場環境の整備により従業員の健康と安全の確保に努める。
9.当社グループ経営トップは、本規範に定める精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者へ周知徹底する。また、グループ内外の声を把握し、この遵守事項に反するような事態が発生した時には、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を表明し、実効ある体制の整備に努める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<<適時開示体制の概要>>
情報開示の基本方針については、当社グループの「企業行動規範」として、「株主を始めとするステーク・ホルダー、及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する」と定めております。
当社は、こうした方針の下、法令、東京証券取引所(以下「東証」)規則及び当社管理基準に従い、情報開示を行います。

(1)適時開示の社内規定・担当部署
当社では、適切な情報の開示と管理(インサイダー取引防止)のための社内規定を設けております。また、開示手順を明確にし、社内での徹底を図っています。
当社の情報開示は、企画管理本部長の所管業務とし、適時開示の担当部署は、株主及び東証向けには総務ユニット、それ以外の関係者には経営企画ユニットの担当としています。

(2)情報収集プロセス
当社グループにおいて、金融商品取引法及び東証の適時開示規則に規定する重要事実(決定事実、発生事実、決算情報他)が発生した場合は、各所属長は速やかに当社総務ユニットGM(ゼネラルマネジャー)に連絡(重要事実に該当するか否かの問合せを含む)を行います。ただし、重大事故発生の場合には、クライシス・マネジャーへの情報集中を優先し、総務ユニットGMは、クライシス・マネジャーに集中する情報を共有します。
総務ユニットGMは情報の管理を行うと同時に、企画管理本部長に報告します。また、同時に、外部公表を担当する部署である経営企画ユニットに連絡します。

なお、当社では、取締役会で重要な業務執行の決定を行い、会長を除く代表取締役で構成される経営会議では、取締役会から委譲された業務執行の決定を行っています(なお、経営会議は取締役会の事前審議機関の機能も併せ持っています)。
そのために、当社グループの重要な業務執行の決定に係る情報を、職制を通じて企画管理本部に集める体制を整備しております。

(3)情報の分析・判断
会社情報が適時開示情報に該当するか否かについては、東証の適時開示規則及び当社の管理基準を基に、当該案件の担当部から確かな情報提出を求めた上で、当社管理基準に定める関係部に総務ユニット及び経営企画ユニットを加えた各ユニットで協議し、企画管理本部長の承認により開示をします。なお、適時開示内容については代表取締役に報告します。

ただし、経営会議では、決定事項等に関連した情報開示についても審議しており、経営会議に付議された案件については、経営会議により開示の判断がなされます。

(4)情報の公表手続
機関決定を行う決算情報や決定事実については機関決定後、また、その他重要事実については、公表について企画管理本部長の承認後、速やかに、東京証券取引所への適時開示の手続を行います。
更に、特に重要な事項については、記者会見を開催するなど積極的な説明に努めます。

コーポレートガバナンス/内部統制の関係図

